

道路設計に係る保安林解除申請について

與儀 喜章、當山 忍、洲鎌 実吉、友利 大郎三

株式会社 沖縄建設技研（〒901-2102 沖縄県浦添市字前田 1124 番地）

キーワード： 森林法、保安林、保安林解除申請、事前相談

1. はじめに

海岸部における道路設計では、その線形が保安林区域にかかる場合がある。

沖縄本島北部の国道 331 号東海岸線では、既設護岸の天端高不足により、台風時の越波や砂の打上げが顕著な区間がある。道路管理者である沖縄県は、災害防除整備として道路設計を進めていた。工事の起点側には、保安林が隣接しており、調査の結果、道路線形が保安林区域内を通ることから、工事を施工するためには、保安林解除の手続きが必要となった。ここでは、道路設計に係る保安林解除申請について報告する。

2. 保安林の概要

2.1 保安林とは

危害の防止、産業の保護など公共の目的を達成するために、森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）に基づいて特別の制限を課せられた森林のことである。保安林の種類はその指定の目的により、表-1 に示す 17 種類となっている。保安林に指定された森林は、立木の伐採や土地の形質の変更などが制限される。

2.2 沖縄県における保安林の種類

森林法に基づいて、沖縄県が指定した

保安林は表-1 に示す 12 種類（赤文字）である。

表-1 保安林の種類

森林法第 25 条第 1 項に列挙する目的		保安林の種類
第 1 号	水源のかん養	水源かん養保安林
第 2 号	土砂の流出の防備	土砂流出防備保安林
第 3 号	土砂の崩壊の防備	土砂崩壊防備保安林
第 4 号	飛砂の防備	飛砂防備保安林
第 5 号	風害の防備	防風保安林
	水害の防備	水害防備保安林
	潮害の防備	潮害防備保安林
	干害の防備	干害防備保安林
	雪害の防備	防雪保安林
第 6 号	霧害の防備	防霧保安林
	雪崩の危険の防止	なだれ防止保安林
	落石の危険の防止	落石防止保安林
第 7 号	火災の防備	防火保安林
第 8 号	魚つき	魚つき保安林
第 9 号	航行の目標の保存	航行目標保安林
第 10 号	公衆の保健	保健保安林
第 11 号	名所又は旧跡の風致の保存	風致保安林

保安林の種類（赤文字）：沖縄県指定保安林（12 種類）

3. 保安林解除とは

保安林に指定されると、原則として保安林の解除はできない。ただし、次のような場合に解除が認められる場合がある。

- ① 指定の理由が消滅したとき
- ② 公益上の理由により他の用途に変更する必要が生じたとき

「指定の理由が消滅したとき」とは、自然現象等により保安林が破壊され、かつ森林に復旧することが著しく困難と認

められるとき、保安林の機能に代替する機能を果たす施設が設置されたとき等が該当する。

「公益上の理由により他の用途に変更する必要が生じたとき」とは、森林を保安林として存続させ、森林の保全的機能を十分に発揮させるという公益上の必要性と、他の公益目的に供することの必要性を比較考量した結果、保安林の指定を解除する場合に該当する。

4. 道路設計に係る保安林解除申請

本道路設計箇所は、図-1に示すように、A工区・B工区・C工区の護岸および道路工事の3工区に分けた施工計画となっていた。保安林解除申請区間は、3工区内、A工区の護岸および道路工事が対象であった。

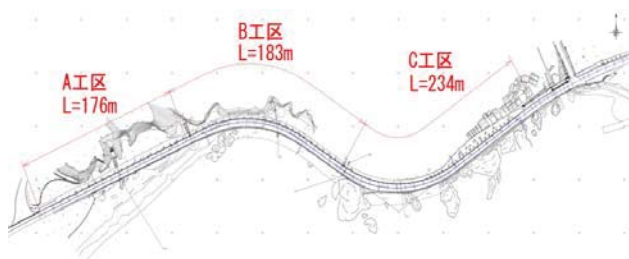


図-1 全体工事区間

A工区の測点NO. -2~NO. 0+10の約55m区間において、「直立式護岸」「GU型側溝」「1号重力式擁壁」が、保安林区域に影響がある可能性があったことから、本区間において保安林解除申請が必要かの調査を行った。

以下に、申請に至る迄の、保安林の確認、事前相談、申請書作成の内容および留意点について、取りまとめた。

4.1 保安林の確認

最初に、業務計画地が、保安林である

かどうかの確認を行った。当該保安林を管轄している沖縄県北部農林水産振興センターに保管されている保安林指定や面積等を調査すると共に、土地登記簿の調査を行い、保安林指定区域であることと、最新の地番を確認した。本区間における保安林の種類は、「潮害防備保安林」であった。設計においても、保安林区域内を通る計画であることを確認し、保安林解除申請を進めることとした。本区間の保安林解除申請については、災害防除整備に係る道路設計であることから、「公益上の理由により他の用途に変更する必要が生じたとき」に該当した。

4.2 事前相談

保安林解除申請では、その補正に相当の期間を要するものが多いことから、事業者は、申請書を提出する前に、都道府県又は森林管理局へ事前相談を受けることができる。本設計箇所においても、事業の進捗を急ぐ必要があったことから、沖縄県北部農林水産振興センターへ事前相談を行った。

事前相談に必要な資料は、下記の通り。

- ①事業計画の概要
- ②事業の必要性、緊急性、公共性等
- ③他に適地を求めがたい事由等
- ④解除面積が必要最小限である根拠
- ⑤土地を利用する権利の取得状況
- ⑥他法令の許認可状況
- ⑦利害関係者の意向

上記、概要を説明した後、具体的な申請書作成を進めた。

4.3 申請書作成

(1) 申請書

申請書には、森林の所在場所、台帳面

積、要解除面積、土地の所有者名および住所、指定の解除の理由を記載する。

留意点

- ・所在場所は、登記事項証明書と一致させる。
- ・面積は、ha を単位とした少数第 4 位まで表示する。

(2) 位置図

図-2 に示すように、位置図に全体事業区域および対象区間、保安林区域の着色、延長を明示する。

留意点

- ・保安林の種類を明記する。



図-2 位置図

(3) 写真

写真-1 に示すように、全景、近景を添付し解除申請区域の明示および現況図に撮影位置、撮影方向を図示する。

留意点

- ・現況図に保安林解除区域を図示、着色する。
- ・残土処理箇所が決定していたら、その写真も添付する。



写真-1

(4) 事業計画図兼代替施設計画図

図-3 に示すように、設計平面図に公図転写連続図を照合し、保安林界（赤）、事業区域界（青）、保安林区域、解除申請区域（赤着色）、工種別（道路、排水施設、護岸等）に着色、色分けし凡例を記載する。

留意点

- ・申請区域がわかる全体計画図と詳細平面図を添付する。

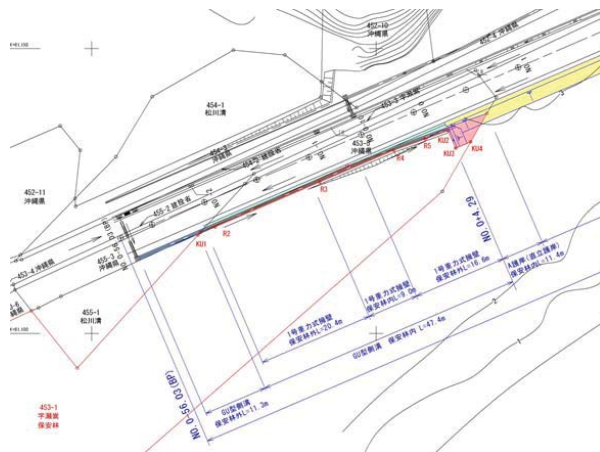


図-3 事業計画図兼代替施設計画図

(5) 事業計画書

下記事項を記載する。

- ① 転用の目的に係る事業又は施設の名 称
- ② 当該事業等を行い又は施設を設置する者の氏名及び住所
- ③ 当該事業等の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由

留意点

・自然的条件、地理的条件、土地利用の状況から当該事業用地としての適地をその区域以外に求めることが極めて困難であること等を具体的に記載する。

④申請面積について必要とする根拠

留意点

・同種の事業計画基準又は利用実績等から、最小限度の面積であることを具体的に記載する。

⑤当該事業等を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況

⑥事業等に要する資金の総額及びその調達方法

留意点

・事業者の収支予算書、交付決定通知書や交付申請書等の添付となる。事業者へ書類の有無の確認が必要である。

⑦事業等に要する経費

留意点

・事業区間に係る工事費となる。事業内容を把握し、事業全体の工事費を算出する必要がある。

⑧事業等に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程、及び当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び住所

留意点

・工事の発注時期については、事前に事業者へ確認し、全体工期と保安林解除部分の工期を明確にする。

⑨その他参考となるべき事項

㌿土量計算及び残土(又は不足土)の処理方法

留意点

・残土が生じる場合は、その処理場所及び方法について、具体的に記載する。

(6)用地選定理由書

申請地の現況、事業の目的、事業の必要性、用地の非代替性、解除面積等を記載する。

留意点

・保安林解除面積が必要最小限であることを示す事を記載する。

(7)代替施設計画書

下記事項を記載する。

①当該代替施設を実施するものが、当該保安林の土地の使用する権利の種類及び当該権利の取得状況

②代替施設に要する資金の総額及び調達方法

③代替施設に要する経費

留意点

・上記、②と③の金額が一致すること。

④代替施設に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び住所

留意点

・工事の発注時期については、事前に事業者へ確認し、全体工期と保安林解除部分の工期を明確にする。

・代替施設は、施工完了後に「確認」を受ける施設であることから、施工図面と一致させる。

⑤その他参考となるべき事項

イ)排水施設計画

雨水流量算出根拠、排水施設流量算出根拠、排水施設計画総括表を添付する。

留意点

- ・流速は、原則として0.2~6.0m/secとし、流速の早いものについては、流速を減ずる様な方法講じる必要がある。又、安全率は、1.2倍以上とする必要がある。本申請箇所は、規定値内であった。

ウ)流末処理の方法

排水施設の種類、流末の処理方法等について記載する。

留意点

- ・河川を流末とする場合は、河川管理者との協議資料等を添付する。
- ・流末で洗掘が予想される場合は、洗掘防止策を講じる。

エ)転用に伴う土砂流出の防止計画

施工中の土砂流出防止対策及び施工後の土砂流出防止施設について記載する。

留意点

- ・施工中の土砂流出防止対策について、具体的な工法(ブルーシートの設置、アスファルト乳剤散布等)に記載する

(8)直接利害関係者の意見

当該申請地の市町村長の意見書及び土地所有者、直接影響を受ける土地等の権利者からの同意書を添付する。

留意点

- ・意見書や同意書を得るのに時間を要する。事前の説明が必要である。

(9)土量計算書

当該事業区域内の土量計算及び保安林内における土量計算書を添付する。

(10)保安林解除図

図-4に示すように、公図転写連続図を利用し解除申請地(赤着色)及び隣接地の地番、地目、所有者を表示する。

留意点

- ・申請区域がわかる全体計画図と詳細平面図を添付する。
- ・現況図と公図転写連続図の併合図を添付する。

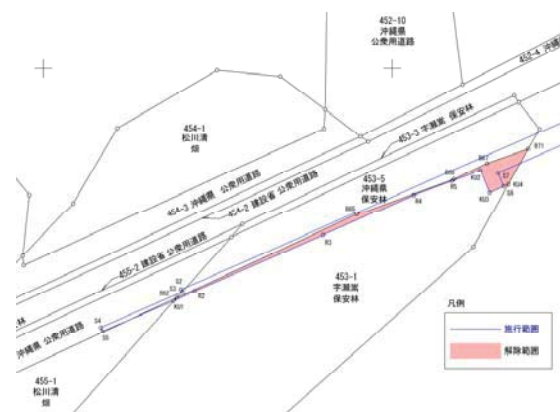


図-4 保安林解除図

(11)面積調書

解除申請地の面積計算書及び調書を添付する。

(12)用地横断面図

図-5に示すように、設計横断面図に保安林解除申請区間(赤)を表示する。

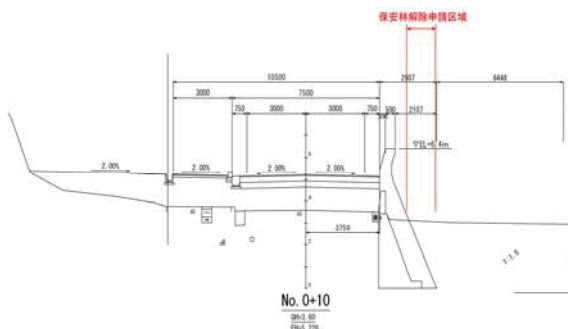


図-5 用地横断面図

(13)土工定規図

標準断面図を添付する。

留意点

- ・図面には、土量計算時に使用する床堀ライン、切土ライン、勾配等を表記する。

(14) 公図写図

公図(写し)を添付する。

(15) 登記事項証明書

保安林解除申請地の登記事項証明書(写し)を添付する。

(16) 関係書類一式

設計報告書(抜粋)、設計根拠資料及び設計図面等を添付する。

5. 申請書提出から工事着手まで

県知事の権限において行う保安林解除申請から工事着手までの作業フロー図を図-6に示す。沖縄県知事の許可おれば、工事に着手できることになる。

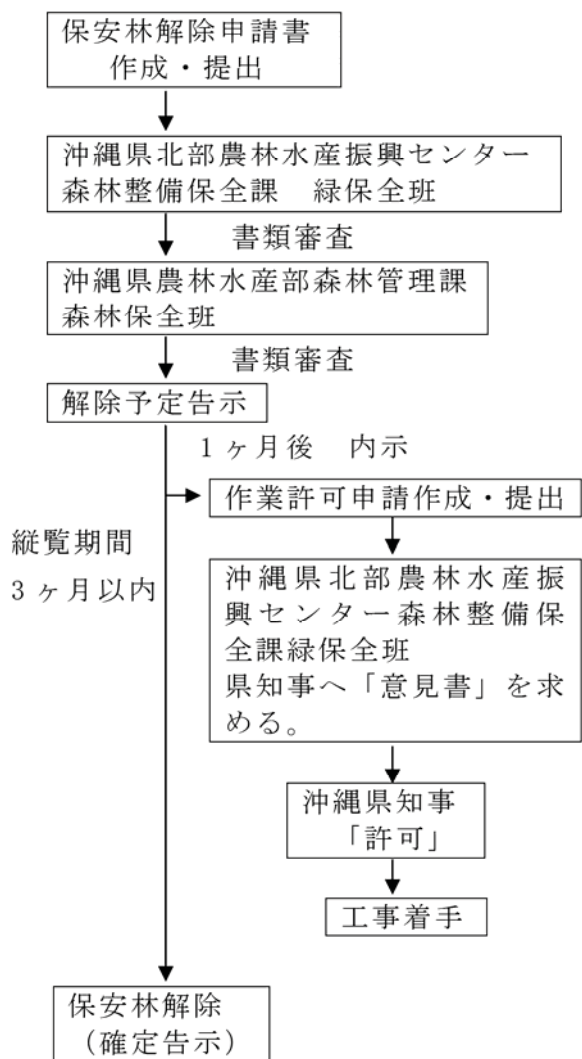


図-6 作業フロー図

6. おわりに

本申請書作成では、16項目を示したが個々の解除案件により追加および省略する項目もあることから、保安林を管轄している事務所と綿密な調整を行う必要がある。

保安林の解除申請は作業フロー図から分かる様に工事着手までに時間を要する。又、事前に解除地を分筆して申請することが保安林解除の条件になった場合は、さらに登記までの時間を要する。

事業の迅速化を図るため、保安林解除を必要とする工事は、設計の段階から、できるだけ早い時期に保安林を管轄している事務所に事前相談することが望ましい。

以上

参考文献

※保安林制度の解説 一問一答
(社) 日本治山治水協会